



桜花の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

## 重要情報

### 1. 【再掲】健康/雇用保険料率改定にご注意

協会けんぽの健康保険は3月末在籍者への支給分から、雇用保険は4月以降締日到来の支給分から改定されます。未締め翌10日支給の場合、健保は3月末締4/10支給分から新月額に、雇用は4月末締5/10支給分から+0.1%の改定です。

### 2. インボイス登録申請期限 開始日前日まで延長

インボイス開始のR5.10.1初日から登録を受けるためには、原則的に3.31までの登録申請が必要でしたが、R5.4.1-9.30までの期間中に登録申請書が提出された場合でも、初日から登録が受けられるようになりました。

### 3. 地価公示R5年度分公表、2期連続上昇

毎年3月は地価公示が発表されます。全国的に2年連続で上昇し、上昇率も拡大して、コロナ前への回復が進んでいます。三大都市圏では住宅・商業地ともに回復が特に顕著で、東京を中心に一層の不動産価格の高騰が予想されます。

## 元バックパッカー赤羽の旅噺(バチ)



2022年五島~GoToGOTOU~DAY②上五島町中通島-1  
船旅って良いですね。長崎港から目指す五島列島は、西へ100kmほどの沖に連なる大小100を超える島々の一群です。一般的には、上五島町に属する中通島と若松島、五島市に属する奈留島と久賀島と福江島がBigファイブとされますが、佐世保市に属する宇久島や、小値賀町に属する小値賀島、野崎島なども含めて、一群を「五島」と言います。行政区とか島とかくり方はいろいろありそうですが、ハッキリしているのは、中通島を中心とする上五島と、福江島を中心とする下五島は違う！ということ。島民曰く「フットワーク/勇み足の上五島」、「冷静沈着/後出しジャンケンの下五島」、とのことで気質もだいぶ異なるのだとか。お互いに意識したり張り合ったりする様子が垣間見えます。実際、五島列島を目指して観光情報を検索しても上五島と下五島で観光協会もサイトもキッパリ分かれていて、正直言って旅人目線からはちょっと不親切で混乱してしまいます。五島は五島でしょ、せつかくまとめて世界遺産登録されたのに、ここで分断していてどーすんのっ！ということで中通島を巡ります。

## ☆事務所からの連絡☆

## 5月のイベント

- ・個人住民税の通知(特別徴収)
- ・自動車税の納付
- ・3月決算法人申告期限

## 税金マメ知識

◎雇用賃上げ関連税制について

法人税では、雇用促進や賃上げの観点から、採用・給与支給に関して税額控除の特例が設けられています。従業員を新規に雇い入れたり、給与を増やしたり、教育訓練を施したりする等の要件のもと、法人税額を減免するものとなりますが、毎年のようにその要件や減免額が見直されます。例えば中小企業のR4.4月以後開始年度では、給与の単純前期比較で1.5~2.5%増額していれば、増加額の15%(教育訓練費が前期比10%増なら+10%)もの税額控除が受けられます。もともと、控除限度は法人税の2割までですので、あくまで黒字の法人が対象です。このルールはR5.3月に決算を迎えた法人から適用が始まります。前述の通りルールは頻りに変更されるのですが、概ね共通ルールとして役員やその親族ではない「他人従業員」であること、時短パートではない「雇用保険被保険者」であること、基本給に限らずボーナスも含むその年度の給与総額での比較であること、が挙げられると思います。弊所顧問先さまにおかれては、決算ごとに弊所でもれなく判定を行っていますが、攻めの経営として税額控除を追い風に積極的な採用昇給の検討材料にさせていただくのも良いと思います。

## 晩酌のじかん

確定申告明けに積極的に人と集まって外食しました。制限のない飲食街、マスクを外して春の涼しい夜風を浴びて繰り出します。人につられて飲みすぎたり、あるいは食べ過ぎたり、雑踏では歩きスマホの若者群によるめき、すっかりシャバでの行動に不慣れてしまった自分に驚きます。それほど外との関わりが減っていたのでしょうか。少しずつリハビリを進めていきます。



## 赤羽税理士事務所 赤羽 桂介

〒221-0802 神奈川県横浜市神奈川区  
六角橋6-18-22コンフォート白楽1階  
TEL:045-594-6541/FAX:045-594-6540  
Mailto:tax.akahane@ksk.red